調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を 改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 4 日

提出者 調布市教育委員会 教育長 大和田 正 治

提案理由

令和3年10月1日より東京都最低賃金が改定されることに伴い,調布市 教育委員会会計年度任用職員の報酬額について改正するため,提案するもの です。 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部 を改正する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表4の項中「1,020」を「1,050」に改め、同表30の項中「1,030」を「1,050」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。

改正後

○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則

令和元年11月22日教育委員会規則第5号

改正

令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制 定する。

(設置)

年度任用職員を置く。

第2条 略

(配置)

|第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属|第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属 の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。

(職務)

|第4条 会計年度任用職員は、任命権者の指揮監督の下に、別表名称の欄に|第4条 会計年度任用職員は、任命権者の指揮監督の下に、別表名称の欄に| 掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。

(任用)

- とができる。
 - 称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備え

改正前

○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号

改正

令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制 定する。

(設置)

|第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ、同表名称の欄に定める会計|第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ、同表名称の欄に定める会計| 年度任用職員を置く。

第2条 略

(配置)

の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。

(職務)

掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。

(任用)

- 第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうち第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうち から、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務」から、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務 の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないこ の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないこ とができる。
 - (1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名 (1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名 称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備え

改正後

ていること。

- (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えて いること。
- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認め2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認め たときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員としてしたときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員として 任用することができる。

(再度の任用)

- に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであっ り、再度任用することができる。
- (1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。
- (2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受 けてないこと。
- (3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の (3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の 日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地 方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任 期満了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、そ れ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は,こ の限りでない。
- 2 再度の任用は、連続4回を上限とする。

第7条 略

(勤務日数等)

第8条 会計年度任用職員の勤務日数は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、第8条 会計年度任用職員の勤務日数は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、

ていること。

(2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

改正前

- (3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えて いること。
- 任用することができる。

(再度の任用)

- 第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会 計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年。計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年 度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の翌年度にお 度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の翌年度にお - いても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等| - いても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等| に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであっ て、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限して、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限 り、再度任用することができる。
 - (1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。
 - (2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受 けてないこと。
 - 日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地 方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任 期満了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、そ れ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は、こ の限りでない。
 - 2 再度の任用は、連続4回を上限とする。

第7条 略

(勤務日数等)

改正後

同表勤務日数の欄に定めるところにより、勤務時間は、1日につき7時間 45分を超えない範囲において任命権者が定める。

- 2 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間2 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間 権者が定める。
- 3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めたときは、同月3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めたときは、同月 できる。

(報酬)

表報酬額の欄に定めるところによる。

第10条から第11条 略

附則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。
 - 員会規則第8号)
 - (2) 調布市郷十博物館専門員設置規則(平成3年3月29日教育委員会規 (2) 調布市郷十博物館専門員設置規則(平成3年3月29日教育委員会規 則第4号)

附 則(令和2年3月27日教委規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月30日教委規則第8号)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日教委規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月 日教委規則第 号)

改正前

同表勤務日数の欄に定めるところにより、勤務時間は、1日につき7時間 45分を超えない範囲において任命権者が定める。

- 数は、1週間につき5日以内(特別の勤務に服する会計年度任用職員にあ)数は、1週間につき5日以内(特別の勤務に服する会計年度任用職員にあ っては、月16日又は年220日を超えない範囲内)かつ37時間30分以内で任命 っては、月16日又は年220日を超えない範囲内)かつ37時間30分以内で任命 権者が定める。
- 内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規一内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規 定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることが、定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることが できる。

(報酬)

第9条 会計年度任用職員の報酬は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同第9条 会計年度任用職員の報酬は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同 表報酬額の欄に定めるところによる。

第10条から第11条 略

附則

- |1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。
- (1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則(平成19年3月20日教育委」(1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則(平成19年3月20日教育委 員会規則第8号)
 - 則第4号)

附 則(令和2年3月27日教委規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月30日教委規則第8号)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日教委規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。

別表(第1条,第3条—第6条,第8条,第9条関係) 会計年度任用職員配置表

			Д П	一人口加州				
番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の 要件	勤務日数	報酬 額 (円)	報酬単位
1	立中学校における	施設 管理 専門	教 委 会 育 務	調布ででは、 一次 で 一次	のできる 者又は大 工仕事の 経験のあ る者であ	又は月	1, 300	時
	立中学校 における	学校 事務 専門 員	教 委 会 育 務		操作がで きる者で あるこ		1, 430	時

別表(第1条,第3条—第6条,第8条,第9条関係) 会計年度任用職員配置表

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の 要件	勤務日数	報酬 額 (円)	報酬単位
1	調布がでかった。調布ができませる。一般ではいる。これでは、おりますが、おりますが、これでは、おりますが、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	施設 管理 専門	会教 育総		工仕事の 経験のあ る者であ	週4日 又は月	1, 300	時
2	調布市立 小が調中が 立に校 を が が が が が が が り り り り り り り り り り り り	学校 事務 専門 員	会教 育総	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校事務 に関すること。	操作がで きる者で あるこ		1, 430	時

	改正後		改正前
調布市立 小 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	調理師免 調布市立小学	1, 180時	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 調理業務 の充実を 図るため
調布市立 調布 お	週2日 調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校用務 作業全般の補 週2日 から週 4日の うち所 持る学校にお 指定す	<u>1, 050</u> 時	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 はおける における 用務業務 の充実を 図るため 務員) 調布市立小学 教育 校及び調布市 立中学校にお ける学校用務 作業全般の補 助に関すること。
調市教委会能助に調かび立に調の図 が立ております。 一部ででは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校給食 調理補助に関 すること。	1,050時	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 調理業務 の充実を 図るため 間の 調布 方 を 対能 はおける 調理業務 の充実を 図るため 間の 調布 う 会教 育総 調理補助に関すること。 で は調 すること。
6 調布市立 学校 教育 小学校及 栄養 委員	調布市立小学 栄養士免 小学校 校における栄 許を有す 栄養士	1,430時	6 調布市立 学校 教育 調布市立小学 栄養士免 小学校 小学校及 栄養 委員 校における栄 許を有す 栄養士 1,430 時

			改正後								改正前			
び調布市 立中学校 における 栄養士業 務の充実 を図るた め	士専門員	会学務課	養士業務補助 及び調布市立 中学校におけ る給食事務に 関すること。	る者であ ること。	年219日 中学校 栄養士 年220日			び調布市立中がおりますが、一年では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年では、一年では	士専門員	会学務課	養士業務補助 及び調布市立 中学校におけ る給食事務に 関すること。	る者であ ること。	年219日 中学校 栄養士 年220日	
調かが立に食が応めるである。 おり おり かんしょう かんしょく かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	食アルー門	教 委 会 務課	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける食物アレ ルギー対応こ と。	栄にれ栄資し学現院い経すあと、大の管士をか給やに実を者ことの理の有つ食病お務有で	年192日	1,600時	7	調小び立に食ル応をめ市校布学はかってったってったっているのでである。	食アルー門	教 委 会 務課	調布市立小学校ので調布でででででででででででででででででででででででででいる。	栄にれ栄資し学現院い経すあと養定る養格,校場等て験るる。士め管士をか給やに実を者こ法ら理の有つ食病お務有で	年192日	1,600時
調布市立 小学校及 び調布市 8 立中学校 における 調理業務 の充実を	調市育員技補員布教委会能助(応	教 委 員 会 務 課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること(給食調理員の欠員	許を有し ている者 又は調理 業務の経 験がある		1,050時	8	立中学校 における 調理業務	調市育員技補員布教委会能助(応	教育 委員 会学 務課	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける学校給食 調理補助に関 すること(給食 調理員の欠員	許を有し ている者 又は調理 業務の経 験がある	年195日	1,050時

	改正後	改正前
図るため 接給 食調 理員)	が発生した学 こと。 校の給食調理 補助を含む。)。	図るため 援給 が発生した学 こと。 食調 校の給食調理 理員) 補助を含む。)。
調布市立 小学校及 び調布市 情報 教育 立中学校 教育 委員 における 専門 信報教育 の充実を 図るため	情報教育 情報教育 技術技術 大が情報 大が情報 大が一方で表現の 大が一方では 大が一方では 大が一方ででである。 大が一方でである。 大が一方でである。 大が一方でである。 大が一方である。 大が一方である。 と。	調布市立 小学校及 び調布市 情報 教育 立中学校 教育 事門 会指 情報教育 及び情報 機器等分 野全般に 機器等分野全般に 幅広い知 ポート及びメンテナンス,校 海門性を 済の電子化,学 校の情報発信 に関すること。と。
調布市立 小学校市 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	調布市立小学 校及び調布市 立中学校における図書館資料の収集や分 類排列,その自 録整備,図書館 利用の指導補助,他の図書館との連絡・調整等,学校図書館の運営補助に関すること。	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類排列、その目録整備、図書館会指第一次は一方であるこであること。 調査を図るため おいまを図るため
調布市立 少人 教育	市立小学校低 小学校教	調布市立 少人 教育 市立小学校低 小学校教 年215日 1,600時

		改正後								改正前			
年生及び 導講 同2年生 師	会指 導室		を有する 者である				年生及び 同2年生	導講 師	会指 導室	人数指導及び それに付随す			
の少人数学習によ	7主		こと。				の少人数 学習によ	Hila	7主	る業務に関すること。	こと。		
る指導を 行うため							る指導を 行うため						
調布ででである。 調布 ができます できます できます できます できます できます できます できます	教 委 会 導育 員 指 室	(2) 字習,集 団行動,登下 校時等の指 導に関する こと。 (3) 移動教 室,修学旅行 等の校外指 導に関する	教状る特教す的び有でと員を者別育る識能すあ。免有又支に専見力るる許すは援関門及を者こ	年215日	1,600時	12	調小び立の援運をめ布学調中特学営行市校布学別級補う立及市校支の助た	学介員	教 委 会 導育 員 指 室	(1) 自と習育関 (2) 団校導こ 3) 室等導こ (4) にの級要関身をたに指る学動等関。移学校関。前げほ営業る辺目生係導こ習 免のす 動族外す 3 るか上務この的活るにと。集下指る 教行指る 号も学必にと	教状る特教す的び有でと知りのでものである。とれている。というではないのでは、これでは、おいいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	年215日	1,600時

改正後		改正前
調布市立 小学校 で調布を 立 常学校になす で	世 員 免 有 之 , 学 校 育 , 家 医 教 育 等 こ 関 す る 年 172日 1,400 時 同 門 び 能 し び お る る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る る ら る ら る ら る ら る ら る ら る る ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 が調布市 立中学校の通 常学級における する が表する が表する場合 を要する児 章補助等 を行うた め 第十分 の 13における
教者長た教事ど教家等る専見力る教者長た教事と教家等のが研究を行うのが研究では対している。 教育をおります おいい ここと 教育 は 関 技 調 する に 教 質 宮 門 究 と 。 まず 教 家 等 る 専 見 力 る 教 者 長 た 教 事 ど 教 家 等 る 専 見 力 る 教 者 長 た 教 事 ど 教 家 等 る 専 見 力 る 教 者 長 た 教 事 ど 教 家 等 る 専 見 力 る	対すと年り育す、育庭に高門及を者とに参にる学及教関度的で有でとなる。 時間のでするでは、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番	大学校及ででは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大

i	 改正後			
(1) 活育談す(2) 支 るのす(3) にの属と務(1) にいる。	学校生 に係る教 「全般の相 、業務に関 を発 を発 を制 を表 を制 を表 を表 に関する に関する の指導に関 に関する に関する に関する に関する に関する に関する に関する に関する に関する に関する はに関する はに関する に関する はに関する に関す に関する に関する に関する に関する に関する に関する に関する に関する に関する に	立中学校 支 に通う児 = 15 童・生徒のテ 教育全般 ネ	(1) 学係のにと別等係のにと別要・にと別等を重導にと別等を重導にとりまるのする。 (3) では、3) (3)	教員免許 状を有 し, 学校 年96日 教育, 学 192日の も 1,600時 専門のである。 東門のでは、 東門のでは、 東門のでは、 東門のでは、 東門のでは、 カースを有った。 あること。
調布市立 小学校及 び調布市 スク 立中学校 ール に通う児 ソー を通う児 ソー を 16童・生徒のシャ 家庭や学 ルワ 漢者 漢者	社会福祉年96日 士,精神から年 子育てに 保健福祉 192日の そのある保 士の資格 うち所 2,000日 その支援に を有する 属長が ること。 者である 指定す こと。 る日数	立中学校 ー に通う児 ン 16童・生徒のシ 家庭や学 ル	マク -ル 教育 バー 委員 ・ヤ 会指	社会福祉 年96日 士,精神から年 保健福祉 192日の 士の資格 うち所 2,000時 を有する 属長が 者である 指定す こと。 る日数

め 公益財団 法人日本 臨床心理 士資格認 定協会の 調布市立 認定する び調布市 臨床心理	め 公益財団 法人日本 臨床心理 士資格認 定協会の 認定する 臨床心理 び調布市
立中学校における 調布 市ス カウンセリン が等を通じて、 理地る公	立中学校 における 調布 カウンセ リング等 カウンを通じて、不 カウング等 変量・生徒のか、 児童・生徒のか、 児童・生徒のか、 別が等を図 ウンフラー の機能の カウン セラー カウン セラー カウン で 関題行動等の で は で は で は で で で で が、 問題行動等の で ま で で で で が、 の の る で で で で で で で で で で で で で で で で で
一般教員 スク 教育 教員補助(授業 年172日 1,050時 1	一般教員 スク 教育 教員補助(授業 年172日 1,050時 18の負担軽 年172日 1,050時

			改正後									改正前				
り 児童生 徒への指 導や教材 研究に注 力できる 体制を整	ポー ト・ス タッ フ	導室	補助等) に関す ること。						教り徒導研力体が、一番の教にきをなる。	ポー ト・ス タッ フ	導室	補助等) に関す ること。				
備するた め 事務職員等の欠対応 が大規			都費学校事務 職員の補助(各 種手当支給,旅 費支給,補助 金・交付金の申 請等)に関する こと。		教育委 員会がる 日数	都交付金 単二 じる。	時		備め 事等補及 務の充 対大 員員応規		****	都費学校事務 職員の補助(各 種手当支給,旅 費支給,補助 金・交付金の申 請等)に関する こと。		教育委 員会がる 日数	都交 付金 単価 に じる。	時
19置されて 衤	字仪 補助	教委会導	栄養士業務	栄養士免 許を有す る者であ ること。	員会が	都 付 金 に に じ る。	時	19	模校に配 置されて いる都費 学校事務 職員の補	学校 補助 員	教育会指室	栄養士業務	栄養士免 許を有す る者であ ること。	員会が 定める	都交 付金 単価 に じる。	時
助を行うため				養護教諭 免許等を 有するる と。	教育委員会が	都付単にじる。	時		助を行う ため			養護教諭業務	養護教諭 免許等を 有する者 であるこ と。	教育委員会が	都 付 単 に じる。	時
1201		教育 委員	副校長の事務 補助(任用書類	学校教職 員,行政	年192日	1,570	時	20	副校長の 事務補助		教育 委員	副校長の事務 補助(任用書類	学校教職 員,行政	年192日	1, 570)時

			改正後										改正前				
を行うた	佐	会指	作成,調査回答	事務職					,	を行うた	佐	会指	作成,調査回答	事務職			
め		導室	等)に関するこ	員,一般					ð	め		導室	等)に関するこ	員,一般			
			と。	企業にお									と。	企業にお			
				ける常勤										ける常勤			
				職員等の										職員等の			
				経験者で										経験者で			
				あるこ										あるこ			
				と。										と。			
			小・中学生の活										小・中学生の活				
			動のサポート,										動のサポート,				
			イベントの企										イベントの企	教員・保			
	青少	教育	画・運営, チラ								青少		画・運営, チラ				
教育行政	年交	委員	シ・広報紙・報								年交		シ・広報紙・報				
の充実を	流館	会社	告書等の作成,			1,300	時	2			流館		告書等の作成,			1, 300	時
図るため	専門	会教	電話・来館者の		15日				[図るため	専門	会教	電話・来館者の		15日		
	員	育課	対応, 小・中学								員	育課	対応, 小・中学				
			生の安全管理	と。									生の安全管理	と。			
			等に関するこ										等に関するこ				
			と。										と。				
			(1) 来所相										(1) 来所相				
			談業務に関										談業務に関				
	教育	教育	, -	臨床心理							教育	教育	すること。				
教育行政	相談	委員	(2) 電話相				I.				相談	委員	(2) 電話相				I.
	心理	会指	談業務に関			2,000	時				心理	会指	談業務に関			2,000	時
図るため	職専	導室		認定する						図るため	職専	導室	すること。				
	門員		(3) 就学,転								門員		(3) 就学,転				
			学及び通級										学及び通級				
			指導学級入	心埋帥法									指導学級入	心埋帥法			

				改正後									改正前			
				退級相談業	による公								退級相談業	による公		
				務に関する	認心理								務に関する	認心理		
				こと。	師,学校								こと。	師,学校		
					心理士認									心理士認		
					定運営機									定運営機		
					構・日本									構・日本		
					学校心理									学校心理		
					士会の認									士会の認		
					定する学									定する学		
					校心理士									校心理士		
					のいずれ									のいずれ		
					かの資格									かの資格		
					を有する									を有する		
					者又は資									者又は資		
					格取得見									格取得見		
					込みの者									込みの者		
					であるこ									であるこ		
					と。									と。		
				(1) 電話相	教員免許								(1) 電話相	教員免許		
				談業務に関	状を有す	週2日							談業務に関	状を有す	 1 2 日	
		教育	教育	すること。	る者で、	から週					教育	教育	すること。	る者で、た	いら週	
教育	行政	相談	委員	(2) 就学,転	10年以上	5日の				教育行政	相談	委員	(2) 就学, 転	10年以上	5日の	
23の充分	実を	教育	会指	学及び通級	学校教育	うち所	1,600		23	の充実を	教育	会指	学及び通級	学校教育	うち所	1,600時
図る	ため	職専	三 算室	指導学級入	に関する	属長が				図るため	職専	云 相 導室	指導学級入	に関する属	属長が	
		門員	守王	退級相談業	職にあっ	指定す					門員	守主	退級相談業	職にあっす	旨定す	
				務に関する	た者であ	る日数							務に関する	た者である	る日数	
				こと。	ること。			_					こと。	ること。		
24 調布	市立	図書	教育	(1) 専門的	図書館司	週2日	1,300 🖡	宇	24	調布市立	図書	教育	(1) 専門的	図書館司	1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100	1,300時

改正後		改正前									
図書館に 館専 委員 業務の補	助 書資格をから週	1		図書館に	館専	委員	業務の補助	書資格を	から週		
おける図 門員 会図 に関する	こ 持ってい 5日の			おける図	門員	会図	に関するこ	持ってい	5日の		
書館事業 (専 書館 と。	る者であうち所	î 📗 📗		書館事業	(専	書館	と。	る者であ	うち所		
の充実を 門的 (2) 窓口	受 ること。 属長が			の充実を	門的		(2) 窓口受	ること。	属長が		
図るため 業務) 付及び資	料 指定す	-		図るため	業務)		付及び資料		指定す		
整理に関	す る日数						整理に関す		る日数		
ること。							ること。				
(3) 電子							(3) 電子資				
料利用者							料利用者へ				
の支援業							の支援業務,				
原資料の							原資料の整				
理業務等							理業務等に				
関するこ							関すること。				
(4) 前3							(4) 前3号				
に掲げる	_						に掲げるも				
ののほか							ののほか,調				
布市立図							布市立図書				
館長が指							館長が指定				
する事務							する事務に				
関するこ	۲.			== - -			関すること。				
調布市立 図書館に 教育 まま## 海江				調布市立 図書館に	法士	教育	去 + #\#\\T.#\		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
記書品で 読書 読書推進活	.		25	おける図	読書 推進	委員	読書推進活動業務に関する		週4日	1,300	哇
書館事業 「無理」 一条務に関う	る 一 又は遁 3 日	1,300円	25	書館事業	推進員	会図	来務に関する こと。		又は週 3日	1, 300	叶
の充実を 書館 ここ。	3 日			の充実を	貝	書館	_		3 Д		
図るため				図るため							
調布市立 音訳 教育 図書館及び	音 週2日	1,300時	26	調布市立	音訳	教育	図書館及び音	_	週2日	1, 300	哇
図書館に 等調 委員 訳者等との	調 <u></u> から遁	1,500	20	図書館に	等調	委員	訳者等との調		から週	1, 500	нД

			改正後								改正前				
おける図 書館事業 の充実を 図るため	整員	会図 書館	整に関するこ と。 (1) 窓口受 付及び資料	4日の うち所 属長 指 定 す る 日 数				おける図 書館事業 の充実を 図るため	整員	会図 書館	整に関するこ と。 (1) 窓口受 付及び資料		4日の うち所 属長が 指定す る日数		
調布市立 に 図 書 充 と 図 図 る た め	図館 任員	教 委 会 書	整る (2) 科 の 原 理 関 で と 電	週か4う属指る日週の所がす数	1, 050 時	41	27	調布市館 図書の 図るため	図館 任員	教 委 会 書館	整る(2)科の原理関)にと電用援料務る前げほ立が事るは、3)との市長るするがいるがあるがいるがあるがあるがあるがあるがある。とののでは、2)ののでは、2)ののでは、2)のでは、2	_	週か4う属指る日週の所がす数	1,050時	\$
調布市郷 土博物館 28事業の振 興を図る ため	郷地博明	教委会土物	郷土博物館が 博物館 所管する収蔵 は関連 資料・文化財・る専門 史跡・郷土史に野に対 関する事務事 る識見 業全般に関す 有する	す 分 週 4 を	1,600時	Ē	28	調布市郷 土博物館 事業の振 興を図る ため	郷土 博物 館専 門員	教委会土物	郷土博物館が 所管する収蔵 資料・文化財・ 史跡・郷土史に 関する事務事 業全般に関す	る専門分 野に対す る識見を	週4日	1,600時	宇

	改正後						改正前		
	ること。 である と。	52					ること。	であるこ と。	
地域の社会を利益を担当を担当をを担当をを担める。 との は は で で で で で で で で が で で が で で が か が で で が か が で で が か が で で が か が で で か か が で で か か が で で か か か か	(1) 業営に事る2 使サ動にと社主格は許る社施実が上でと公事であるす。 館び活助こるす。 館び活助こるす。 があるす。 があるする がっし 負有又教で経年るる	資 う う う う う う さ は 数育 の で の を 数 の の を の の を の の の を の の の の の の の の の の の の の	600時	29業の推進	公氏 館専	教育 員 公 館	(1) 各種事 業のででは を を を を を を を を を を を を は を を を を を	社主格は許る社施実が上でと教のし員有又教で経年るある子教で経年るるの験以者この験以者こと。	1,600時
教育委員 会の各種 事業の推 保育 会各 30進及び市 民の要望 に応える ため 第 数 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	間等の保育業 格に準 務に関するこ る資格	有す スは 七資 教育委 達ず 員会が 1,1 各を 定める る者 日数	L30時	30進及び市	保育 士 (臨 時)	会各 課	保育室開室時 間等の保育業 務に関するこ と。	保育 本資 を 者 で と	1,130時 1,030時